附属書　生産森林組合役員選挙規程例の特例

 役員の選挙（総会における選挙に限る。）において書面又は代理人による選挙権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合役員選挙規程例の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（加入の承諾の停止の特例）

第２条の２　この組合は、定款第11条の規定にかかわらず、定款第10条の規定による加入の場合を除き、役員の選挙に係る総会（総代会）の日の20日前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

　第３条から第５条を次のように改める。

（選挙通知）

第３条　組合長は、選挙期日の10日前までに役員の選挙を行うべき旨の通知状に、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票所、選挙する理事又は監事の数並びに候補者の氏名、生年月日及び略歴（候補者が確定していない場合は、候補者の氏名等の掲示方法及び場所）を記載し、これを組合員に送付しなければならない。

②　組合長は、前項の通知に際して、理事及び監事ごとに候補者の氏名を記載する欄、選挙権の行使の期限及び書面で投票する場合の方法を記載した選挙権行使書面（以下「選挙権行使書面」という。）を交付しなければならない。

「備考」

投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙管理者」の次に「及び投票管理者」を加え、本条の次に次の１条を加えること。

（投票区）

第４条　この組合は、理事会が必要あると認めるときは、次の投票区を設けることができる。

 第１区　○○

 第２区　○○

②　投票区ごとに1投票所を置く。

（選挙管理者等）

第４条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者１人及び選挙立会人３人を指名する。

②　選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は組合員のうちから選挙立会人を３人に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立会わせなければならない。

「備考」

 投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人３人」の次に「並びに投票区ごとに、投票管理者各１人及び投票立会人各３人」を加え、第２項中「選挙立会人」の次に「又は投票立会人」を加えること。

（選挙管理者の職務）

第５条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、選挙立会人の意見を聴いてその投票の効力を決定し、各人の得票数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人ともに、これに署名しなければならない。

「備考」

 　投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

（投票管理者の職務）

第５条の２　投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作成して、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第６条を削り、第７条の見出しを「（選挙録等の保存）」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（立候補の届出）

第７条　この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を組合員に通知する日の前日までの間の５日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに組合の掲示場に掲示するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。

②　組合員でない者は、自ら役員の候補者となり、又は役員の候補者を推薦することができない。

③　組合員が役員の候補者となろうとするときは、第１項の期間の末日までに、その旨を書面で選挙管理者に届け出なければならない。この場合において、届出の書面には、住所、氏名、生年月日及び理事等の別並びに略歴を記載した書面を添付しなければならない。

④　組合員が他人を役員の候補者として推薦しようとするときは、前項の期間内に選挙管理者に対し、候補者本人（以下この条において「本人」という。）の住所、氏名、生年月日及び理事等の別並びに略歴を記載した書面とともに、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。

⑤　理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができない。

⑥　選挙管理者及び選挙立会人は、役員の候補者となることができない。

⑦　選挙管理者は、役員の候補者となった者の住所、氏名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を第３項の期間の経過後選挙期日の10日前までの間に組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

⑧　役員の候補者が立候補を辞退し、又は第４項の規定により役員の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退した者又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書で選挙管理者に届け出なければならない。

⑨　第７項の規定による組合の掲示場への掲示がなされた後は、役員の候補者又は役員の候補者を推薦した者は、立候補を辞退し、若しくは推薦の承諾を取り消し、又はその推薦を取り消すことができない。

 「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

(２) 投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、第６項中「選挙管理者及び選挙立会人」を「選挙管理者、選挙立会人、投票管理者及び投票立会人」と改める。

（３）第１項中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。

第８条を次のように改める。

（選挙実施の要件）

第８条　選挙は、組合員の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。この場合において、第10条の２及び第10条の３の規定により書面をもって選挙権を行う者並びに第10条の６の規定により代理人をもって選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

第９条第２項中「１票とし、」の次に「投票用紙をもって」を加える。

第10条第１項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加え、同条第５項中「第３条」を「第３条第１項」に改め、「掲示」を「通知」に改める。

第10条の次に次の５条を加える。

（書面による選挙権の行使）

第10条の２　組合員は、書面をもって選挙権を行うことができる。

第10条の３　組合員は、書面をもって選挙権を行うときは、第10条第２項の規定にかかわらず、投票用封筒（（甲）及び（乙）の２種とする。）を用意し、第３条第２項の選挙権行使書面に候補者の氏名を自署し、これを投票用封筒（乙）に封入し、加えて、その投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入し、その所定の欄に署名し、投票用紙在中と記載の上、選挙期日の前日の業務時間の終了時（理事会が特定の時（選挙期日の日より前であって、第３条第１項の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めたときはその時）までに選挙管理者に提出しなければならない。

②　組合員は、前項の規定により選挙権行使書面を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の選挙権行使書面以外のものを封入してはならない。

③　組合員は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。

④　組合員は、第１項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する選挙権行使書面を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。

⑤　選挙管理者は、第１項の規定により投票用封筒（甲）が提出されたときは直ちにこれを開封し、封入されていた投票用封筒（乙）を選挙期日の当日まで誠実に保管しなければならない。

⑥　提出された選挙権行使書面の取扱に関する事項は、役員選挙投票の公正が確保されるよう規約で定める。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第１項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

第10条の４　選挙管理者は、総会に出席した組合員の投票が終了したときは、選挙立会人立会の上、前条の投票用封筒（乙）を開封し、直ちに封入されていた選挙権行使書面を投票箱に入れなければならない。ただし、第11条の規定により投票を拒否する場合は、この限りでない。

第10条の５　組合は選挙の日から３月間、提出された投票用紙及び選挙権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

②　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（代理人による選挙権の行使）

第10条の６　組合員は、代理人をもって選挙権を行うことができる。

②　前項の規定により組合員が選挙権を行わせようとする代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

１　組合員

２　その組合員と同じ世帯に属する成年者

③　代理人は、５人以上の組合員を代理することができない。

④　代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

⑤　第10条及び第10条の５の規定は、第１項の規定により代理人をもって選挙権を行う場合に準用する。この場合において、「投票しようとする選挙人が本人であるか否か」とあるのは「当該代理に係る本人が組合員であるか否か」と、第10条の５中「投票用紙」とあるのは「代理権を証する書面」と読み替えるものとする。

第11条の「備考」を次のように改める。

「備考」

投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人」及び「選挙管理者」を、それぞれ「投票立会人」及び「投票管理者」に改めること。

第13条第３項中「第４条」を「第７条」に改める。

第14条「備考」中「加えること。」を「加えるとともに、本条中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。」に改める。